



せいかつほご
生活保護のしおり

せいかつほご
生活保護とは

せいかつほご けんぼうだい じょう
生活保護は、憲法第25条の

こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

りねん もと くに ひつよう ほご
という理念に基づき、国が必要な保護と

けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう せいど
健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。

せいかつほご しんせい こくみん けんり しんせい
生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずに申請してください。

生活保護の目的とは

働き手の病気やけが、そのほかさまざまな事情で暮らしに困っているかたに、国が定める最低限の生活を保障するとともに、「自立した生活」が送れるように支援することを目的としています。

自立した生活とは

日常生活を自身で送れる	日常生活自立
社会とのつながりにより地域社会の一員として生活が送れる	社会的自立
自身で収入を得ることにより生活が送れる	経済的自立

生活保護を利用するためには

住民登録ではなく「現在住んでいる場所」の自治体が相談・申請先です。住まいがないかたは、どこの自治体でも相談・申請できます。生計を同じとして生活している「世帯を単位」としてしています。



つぎのものを活用しても、なおかつ生活ができない場合に生活保護は行われます。

①

自分の持っている能力 (働く能力など)

働けるかたは、能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害などで働けないかたは、医療機関などを利用しながらの可能な範囲で能力を活用していただきます。なお、必要に応じて就労に向けた支援を行います。また、(定期的)に市民健診を受けるなど、健康管理に努めていただきます。



②

資産(土地・家・自動車・オートバイ ・生命保険・貴金属・預貯金など)

預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など活用が可能な資産は、売却して生活費にあてていただくことがあります。ただし、生命保険、土地家屋、学資保険、自動車、オートバイなどは、個別の事情により保有が認められる場合があります。



③

その他あらゆるものの活用

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用していただきます。(生活保護の利用後も同様です) 給付の内容によっては、保護費の加算がついたり、収入として取り扱わない場合もあります。

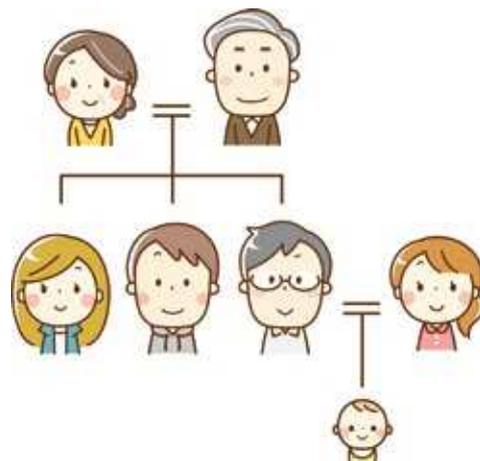


また、つぎのものは生活保護より優先して利用していただき、収入がある場合その収入を優先します。

扶養義務者からの援助

親、子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。ただし、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということではありません。

(DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合、ご相談ください。)



資産などを持ったまま、先に保護を利用した後に資産を処分した場合、それまで支給した保護費をお返しいただく場合があります。特に医療扶助は10割返還となる場合があります。ご注意ください。なお、保護費を返還する場合、世帯の自立の面を配慮して金額を決定する場合があります。

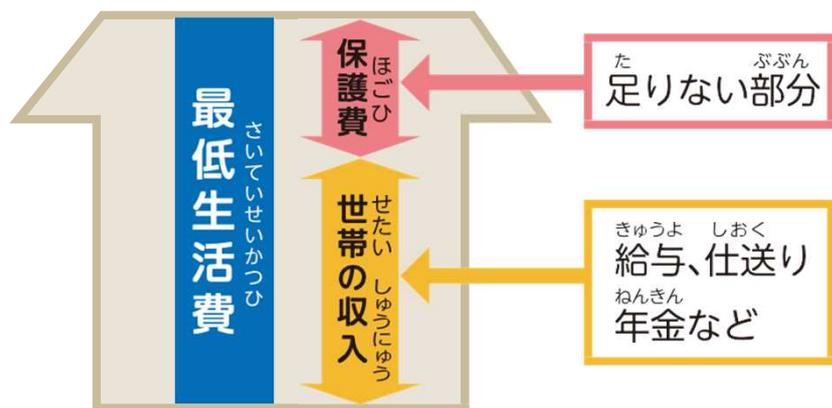
生活保護を利用できる基準

給料、仕送り、年金などの世帯全員のわたの収入と国が定める基準(※)によって算出された最低生活費を比較して収入が最低生活費を下回る場合に利用できます。

(※) 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等によって定められています。



世帯単位



生活保護を利用できる場合、最低生活費に足りない部分の保護費が支給されます。



生活保護の種類

(生活保護には以下の種類があり、必要に応じて支給されます)

<p>生活扶助</p> <p>食費、衣料費、光熱水費などの基本的な生活費</p> 	<p>医療扶助</p> <p>病院で治療をするために必要な費用</p> 	<p>住宅扶助</p> <p>家賃や地代など</p> 	<p>出産扶助</p> <p>出産をするために必要な費用</p> 
<p>教育扶助</p> <p>中学校卒業までに必要な学用品代、給食費、教材費など</p> 	<p>生業扶助</p> <p>技術を身につけるための費用や高等学校の就学費用など</p> 	<p>介護扶助</p> <p>介護を受けるために必要な費用</p> 	<p>葬祭扶助</p> <p>葬儀を行うために必要な費用</p> 

生活保護には必要な支出に応じた扶助があります。支給には一定の条件や限度があり、すべてが支給されるとは限りません。そのため、事前にご相談のうえでの手続きが必要となります。

必要な支出に応じた扶助の例

- 通院移送費 (通院に必要なバス、電車、医師が必要と認めたタクシー)
- 治療材料費 (眼鏡・コルセットなど)
- 家具什器費 (保護開始時に必要な炊事用具や食器などがない場合)
- 入学準備金 (小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用、通学費用)
- 住宅の更新料



その他、国民年金保険料、市県民税・固定資産税、NHK放送受信料の減免を受けることができます。

生活保護の手続きの流れ

1 相談 申請



お困りの状況などを福祉事務所（生活支援課）にお話してください。

プライベートな部分もあるため、できる範囲の話で構いません。

生活保護を希望するかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。

生活保護を申請できる人は、本人か同居の親族または扶養義務者です。

申請後、必要な書類などをお願いする場合があります。ご提出により手続きがスムーズに進みます。（明らかに急迫した事由や状況にあるときは、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。）

個人の秘密は堅く守りますのでご安心ください。

2 調査



生活保護の申請をすると、福祉事務所の職員が生活状況を確認するため、お住まいを訪問します。

また、能力、資産、扶養義務、収入状況などを調査し、生活保護の利用が必要かどうかを審査します。

3 決定



調査が終わると、保護の利用ができる（開始）か、できない（却下）かを決定します。結果は、文書で通知します。（利用できる場合は、原則申請日が開始日になります。）

通知は、申請があった日から、原則として14日以内に行います。調査に時間がかかるなどの理由がある場合には、30日まで延びる場合があります。

生活保護の利用が始まると、ケースワーカー（※）が定期的に住まいを訪問し生活状況を確認したり相談事に応じたりします。

（福祉事務所が決定したことに不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して審査請求することができます。）

（※）生活保護を利用するかたが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうすればよいのかを一緒に考え、手助けを担当する者です。

届出が必要な主な例

(つぎのものは一部であり、あらゆる収入の申告が必要です。)

1 世帯状況に変化があったとき (例)

- 住所が変わるとき (転居などについては必ず事前に相談してください)
- 家族に変化があったとき (出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- 就職や退職をしたとき
- 健康保険の資格を取得、喪失したとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 家賃、地代が変更されるとき
- その他、生活状況に大きな変化があったとき



2 収入に変化があったとき (例)

- 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- 年金などの公的手当があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金があったとき
- 債務整理 (個人の借金を整理すること) による過払金があったとき
- 不動産など資産の売却益があったとき
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- お金を借りたとき、もらったとき



収入認定の控除

「申告を適正に行えば、一定の金額を差し引いたり (控除)、収入として取り扱いをしない場合があります。」

1 就労収入に対する控除

基礎控除 (就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。)

20歳未満控除 (20歳未満で就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。)

その他の必要経費 (社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。)

2 高校生のアルバイト収入の控除

高校の授業料不足分・修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校入学金など早期自立にあてられると認定された場合、収入として取り扱いません。

保護費の支給日

横須賀市では、原則として毎月5日 (閉庁日の場合は、その直前の開庁日) が支給日になります。

相談・申請について

つぎの時間にお越しください。窓口が混みあっている場合は、お待ちいただくことがあります。

ご相談・申請の内容によっては、時間がかかる場合があります。

相談・申請先

横須賀市本庁舎分館 6階 生活支援課 (電話 046-822-8519)

平日(開庁日) 午前8時30分から午後5時

※午前中は11時まで、午後は4時までにお越しいただくことをお勧めします。
お昼前後や混みあっている際にはお待ちいただくことがあります。



日曜日の生活困窮相談でも生活保護の相談・申請を受け付けています。

日曜日の受付時間 午後1時から4時 場所 横須賀市役所消防局庁舎 1階 ほっとかん

※年末年始は 別途開催します。
日程はお問い合わせください。

相談のときに、お持ちいただきたい資料 (資料がなくても相談・申請は可能です。)

<input type="checkbox"/>	健康保険などに加入しているかた	加入している国民健康被保険者証・健康保険被保険者証 後期高齢者保険証・医療被保険証・介護保険証
<input type="checkbox"/>	銀行口座をお持ちのかた	世帯全員の銀行の通帳 (残高記帳をお願いします) 通帳がない場合は、キャッシュカード
<input type="checkbox"/>	アパート等の借家にお住まいのかた	家賃貸借契約書 何月分まで家賃を払ったかわかる書類
<input type="checkbox"/>	生命保険に加入しているかた	生命保険や学資保険などの証書
<input type="checkbox"/>	働いているかた (働いていたかた)	最近3か月分の給与明細書
<input type="checkbox"/>	失業手当を受給しているかた	雇用保険受給資格者証
<input type="checkbox"/>	年金や手当を受給しているかた	年金通知はがき・年金手帳・年金証書・支払通知書など 児童手当決定通知書・児童扶養手当証書など
<input type="checkbox"/>	外国人のかた	在留カードまたは特別永住者証明書・パスポートなど
<input type="checkbox"/>	各種手帳をお持ちのかた	母子手帳・身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳など
<input type="checkbox"/>	各種医療助成制度適用のかた	自立支援医療受給者証・指定難病医療受給者証 福祉医療証など